

« 保健管理について »

(1) 規則正しい習慣を身につける

- ① 早起き・早寝の習慣をつける。(睡眠を十分にとると、翌日元気に過ごせます。)
- ② 朝食をしっかりとらせる。(午前中の活動源です)
- ③ 排便の習慣をつける。
- ④ 歯みがきや手洗い・うがいの習慣をつける。
- ⑤ 学習環境を整える。(整理整頓・換気・照度など)



(2) 就学時健康診断の結果、入学までに受診の必要があるといわれた子は、早めの治療・相談をお願いします。

※ 治療や検査・経過観察などが続く場合は、学校生活での制限や支障がないか、主治医と相談して生活管理表や診断書を書いてもらい、学級担任へ提出してください。その他、身体的理由により配慮してほしいことがありましたら連絡をお願いします。(保健調査票への記入をお願いします)

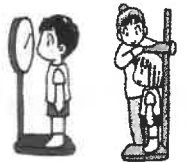
(3) 入学後の健康診断について

4月から6月にかけて次のような検査や検診があります。当日、欠席等で検診を受けられないことがないよう、日頃の健康管理をよろしくをお願いします。

検査項目：身体計測(身長・体重) 歯科・校医検診(内科・耳鼻科・眼科・結核検診)

視力・聴力・尿検査・ぎょう虫検査・心電図検査

※ 保健調査票等健康診断に必要な書類は、入学式に学級担任へ提出して下さい。



保健調査票について(6年間使用します) 保健調査票は、下記の2つの目的で使用します。

学校生活における保健管理(救急車要請時には情報提供します)

- ① 緊急時、確実に連絡が取れるよう職場、携帯電話など家族や身内の方の連絡先を必ず2カ所以上記入してください。また、連絡先に変更がある時はすみやかにご連絡ください。
- ② 現在治療中の病気、心臓疾患や腎臓疾患などの持病、アレルギーなど体質的なものなどがある場合は、必ずご記入下さい。

【お願い】

心臓疾患、腎臓疾患、糖尿病、アレルギー疾患などで、学校生活上特に配慮が必要な場合は、「学校生活管理指導表」の提出をお願いしています。学校へご連絡ください。

(4) 欠席届と出席停止について

- ① 学校をお休みする場合は、必ず欠席の連絡を電話(対応時間7:45~17:15)またはメールにお願いします。現在、欠席届のメール対応を整備中です。
- ② 児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出席停止(欠席としない)の措置がとられます。お子さんが学校感染症と医師より診断された場合は、ご家庭でゆっくり療養させてください。登校させる際には、次頁の出席停止期間を守ってください。本校においては、医師の証明書の提出は必要ありません。 新型コロナウイルス感染症に関しては別紙参照。

※ 出席停止となる主な学校感染症

	対象疾患	出席停止の基準
第一種	パスト、ジフテリア、SARS など	治癒するまで(原則入院)
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後、2日(幼児は3日)を経過するまで(※発熱した日を0日とします)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後、2日を経過するまで
第三種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、その他の感染症	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、学校長が第三種の感染症としての緊急的に措置を講じることができる。(必ず出席停止を行うべきものではない)

(5) 学校での救急処置と保健室利用について

保健室では、主に学校内で発生した病気やけがの応急処置(内服薬は与えていません。)や健康診断の結果などをもとに、発育や発達に応じた心や体に関する相談を行っています。

- ① 保健室での休養は原則として1時間です。(回復しなければ早退して家で休養か、病院を受診する。)
- ② 体調不良等で早退する必要がある時は、原則として保護者に迎えに来て頂きます。ご協力ください。
- ③ 病院を利用するようなけがや病気は急を要しない限り、保護者同伴での病院の受診をお願いします。
- ④ 保健調査票の「緊急時の連絡先」は必ず記入し、電話番号や携帯電話番号等も記入して下さい。また変更があったときはご連絡下さい。

(6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて(リーフレット参照)

児童が学校の管理下で災害を受けたとき、医療費の自己負担分+aを給付金としてセンターが保護者へ支払います。医療費の合計が、保険診療を受けて窓口で、1,500円以上支払った場合が対象になります。

☆ 学校での薬の服用について

かぜ症状等で服薬が必要で、学校で服薬する場合、学級担任が服薬指示や確認をすることは困難です。お子さまにその日1回分を持たせて、服用する時間や飲み方等の指導をご家庭で行うようにお願いします。

大山小学校の1日の流れ (感染症対策の実施)

【2020.12.3学校の新しい生活様式 2021.1.18市教委より幼小中における新型コロナウイルス感染症への対応に係る休校等の基準を参考に作成】

家庭から持参するもの

- ①健康観察シート
- ②ハンカチ（手拭きとマスク保管）2枚以上
- ③マスク 1枚以上（予備をランドセルに入れる）
- ④水筒（こまめな水分補給のため）

自宅療養（出席停止）

- ・発熱（微熱含）
- ・かぜの症状等
- ・その他の症状

★症状が改善したら、登校可能

- PCR検査をして
いる同居家族がい
たら、結果待ちの
間は、自宅療養
(出席停止)

※1 十分な身体的距離
が取れない状況で熱中症
リスクがない場合は、
マスクを着用。

【7:45~8:10】

校舎内マスク着用

必要がない場合：本人が息苦しいと感じた時、
十分な身体的距離が確保できるとき、体育の授業※1

休み時間

換気・手洗い・水分補給
三密を避ける過ごし方の指導

各家庭

登校

3年以上遅刻者は、来客用玄関から入室

地域感染レベル1
(県警戒レベル1
第1段階)

地域感染レベル2・3
(県警戒レベル第2・3・4段階)

本人の
健康観察
検温

手洗い
手指消毒

朝の会
健康観察
観察シート提出
マスク着用確認

授業中

給食

清掃

昼休み

午後
授業

下校指導

下校

●検温忘れの児童は、事務室前にて検温

37.0℃以上は
保健室にて再検温

●発熱（微熱含）
保護者へ連絡
●平熱なら教室へ

手洗い
手指消毒

校舎に
入る前
検温

同居家族全員
健康観察
検温

出席停止追加
かぜ症状の同居家族
がいる場合

①給食当番点検表を
毎日記入
②配膳台、机の消毒
③食事前の手洗いを
徹底
④食べる際、外した
マスクは、持参した
ハンカチに挟む
⑤全員、前を向いて、
話をせずに食すべ
⑥給食後はマスクを
して、手洗いを行う

①こまめな換気
の徹底
②可能な範囲であ
机の間隔をあ
ける
③マスクの着用
徹底
④授業中、体調
不良時、
担任に相談

終了後 ①手洗い ②水分補給

保健室へ入室時、
健康観察シートを持たせる

【保健室の対応】 早退基準
発熱やかぜ症状等がある